障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成31年3月7日(木)

社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課/地域生活支援推進室 /障害児·発達障害者支援室

2 就学前の障害児の発達支援の無償化について

(1) 概要

「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)においては、「 3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく」こととされており、2019 年 10 月からの実施に向けて検討を進めてきたところである。【関連資料 1 】

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、10月から円滑に実施されるよう必要な予算計上等の対応をお願いするとともに、各都道府県においては、改めて管内の市町村等に対して周知徹底を図られたい。【関連資料2】

①対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

②対象施設

- · 児童発達支援事業所
- 医療型児童発達支援事業所
- 居宅訪問型児童発達支援事業所
- 保育所等訪問支援事業所
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- ※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援 を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。
- ※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。
- ※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた 児童発達支援事業所も無償化の対象となる。
- ※ 措置による場合も無償化の対象となる。

③財政措置

現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、一般財源により対応することとなる。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行うこととなる(国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費: 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費: 国 1/2、都道府県 1/2)。 さらに、初年度に要する周知費用(1億円)及びシステムの改修経費(22 億円)については、別途国庫補助を予定している。

(2) 具体的な事務

就学前の障害児の発達支援の無償化後の、各自治体及び各事業者等の主な 事務は以下のとおり。【関連資料3】

①自治体の事務

- リーフレットの配布、ポスターの配布及び掲示等並びに事業者等に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・ 無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな 受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載する。

②事業者等の事務

- リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知を行う。
- ・ 受給者証に記載されている生年月日を確認する等して、無償化の対象 となる児童を把握する。

障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

〇新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日)(抄)

1. 幼児教育の無償化

(具体的内容)

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供達の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。(略)

(実施時期)

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。 また、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく。(略)

○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日) (抄)

- 1. 人づくり革命の実現と拡大
- (1)人材への投資
- ① 幼児教育の無償化

(略)

このほか、<u>就学前の障害児の発達支援(いわゆる「障害児通園施設」)については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。</u>(略)

(実施時期)

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日)(抄)

- 4. 就学前の障害児の発達支援
- 〇 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。<u>具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、</u> 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する。 また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする。²¹
- 19 <u>就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。</u>
- 20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。 また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。
- 21 認可外保育施設等と併用した場合も同様(認可外保育施設等については上限額あり)。

関連資料1

事 務 連 絡 平成30年12月28日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 障害児支援担当 御中 中 核 市

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企 画 課 障害福祉課

就学前の障害児の発達支援の無償化に係る方針について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)において、「3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく」こととなっており、2019 年 10 年からの実施に向けて検討を進めてきたところ、本日、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合が開催され、別添のとおり合意されました。

就学前の障害児の発達支援の無償化については、下記のとおりとなりますので、都道府県、市区町村におかれましては、必要な予算計上等の御対応をお願いするとともに、都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村(特別区を含む。)に御連絡いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

- 2. 対象施設
 - · 児童発達支援事業所
 - 医療型児童発達支援事業所
 - 居宅訪問型児童発達支援事業所

- 保育所等訪問支援事業所
- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- ※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。
- ※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても対象となります。
- ※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発 達支援事業所も対象となります。
- ※措置による場合も無償化の対象となります。

3. 財政措置

就学前の障害児の発達支援の無償化については、現行の障害児通所給付費、 障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応する こととなります。

また、「障害児入所給付費等国庫負担金」の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行っていただくこととなりますので御留意ください(国と地方の負担割合は、これまでと同様、障害児通所給付費: 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4、障害児入所給付費: 国 1/2、都道府県 1/2)。

さらに、無償化の実施に当たって初年度に要する周知費用及びシステムの 改修経費については、別途、国庫補助を予定しており、今後、詳細が決まり次 第、速やかに御連絡します。

参考:「障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて(案)」 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合 (平成30年12月28日)会議資料」

(照会先)

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児·発達障害者支援室障害児支援係

Tel: 03-5253-1111 (内線 3037)

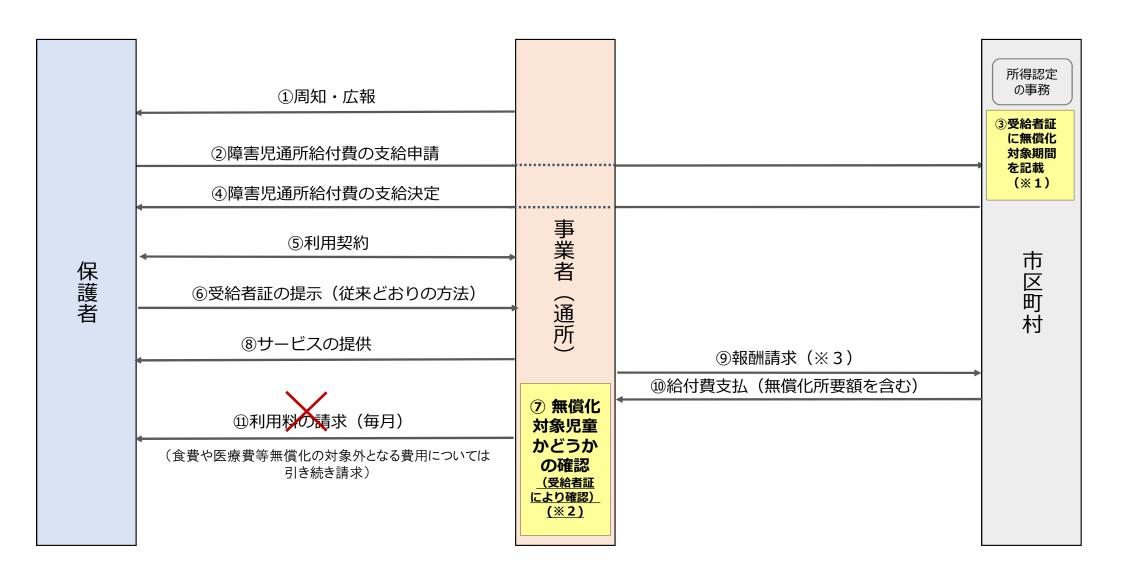
(注)本資料は今後、政省令等で具体的に示す予定の内容も含まれており、適宜内容を変更する場合があることに 留意して下さい。

就学前の障害児の発達支援の無償化における 事務のフローについて

- (1) 障害児通所支援事業所(契約)
- (2) 障害児入所施設(契約)
- (3) 障害児通所支援事業所(やむを得ない措置)
- (4) 障害児入所施設(措置)

(1) 障害児通所支援事業所(契約)の事務のフローについて(案)

検討中資料



【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している市区町村が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

○利用開始前々月 事業者:自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施

~前月頃迄 保護者:市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請

○利用開始前月頃迄 市区町村:保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)

(※1)2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。

保護者:事業者と利用契約締結

○毎月 事業者:障害児ヘサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)

(※2) 2019年10月~2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。

○2019年10月~2020年3月まで・・・生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象 ○2020年4月~2020年9月まで・・・生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象

以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。

○毎翌月初旬頃 <u>事業者:保護者への利用料の請求</u> → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要

※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求

○毎翌月10日~ 翌々月20日頃迄 事業者:国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・市区町村による審査あり)

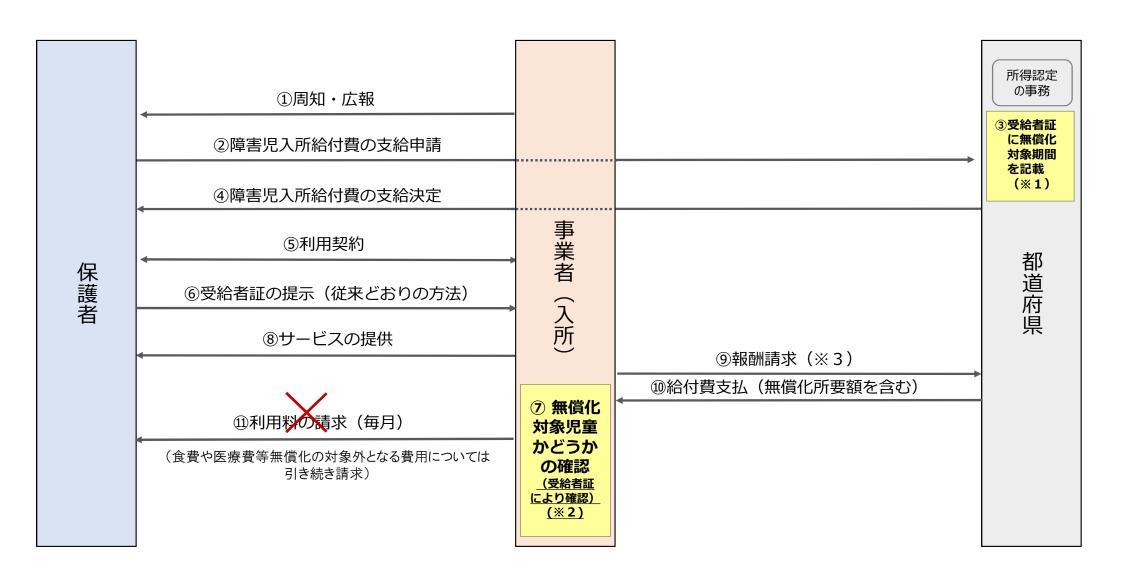
(※3)無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。

国保連:市区町村へ障害児通所給付費を請求

市区町村:国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

(2) 障害児通入所支援事業所(契約)の事務のフローについて(案)

検討中資料



【基本的な考え方】

○ 現行の障害児入所給付費の仕組みを活用した事務フローを想定。 (国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している都道府県が多い。)

○ 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

○利用開始前々月 事業者:自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施

~前月頃迄 保護者:都道府県に対し、障害児入所給付費の支給申請

○利用開始前月頃迄 都道府県:障害児の保護者に対し、障害児入所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)

(※1)2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新等の際に順次記載する。

保護者:事業者と利用契約締結

○毎月 事業者:障害児ヘサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)

(※2)2019年10月~2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。

○2019年10月~2020年3月まで・・・生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象

○2020年4月~2020年9月まで・・・生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象

以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。

○毎翌月初旬頃 事業者:保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要

※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求

○毎翌月10日~ 翌々月20日頃迄 事業者:国保連に障害児入所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・都道府県による審査あり)

(※3)無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。

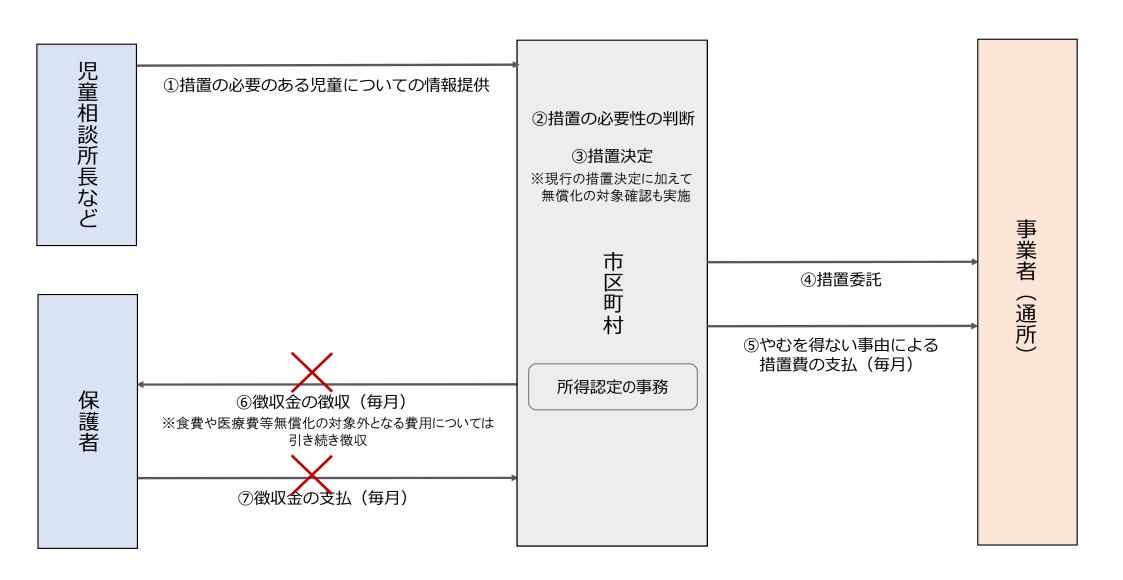
国保連:都道府県へ障害児入所給付費を請求

都道府県:国保連を通じて、事業者へ障害児入所給付費を支払【※】

【その他(備考)】 【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

検討中資料

(3) 障害児通所支援事業(やむを得ない措置)の事務のフローについて(案)



【基本的な考え方】

○ 現行のやむを得ない事由による措置の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

○利用開始前月頃迄 市区町村から障害児に対し、やむを得ない事由による措置の決定

事業者と市区町村による措置契約締結

○毎月 事業者が障害児ヘサービスを提供

○翌月以降 市区町村から徴収金の徴収 → 現物給付化のため、保護者への利用料の徴収手続きは不要

※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収

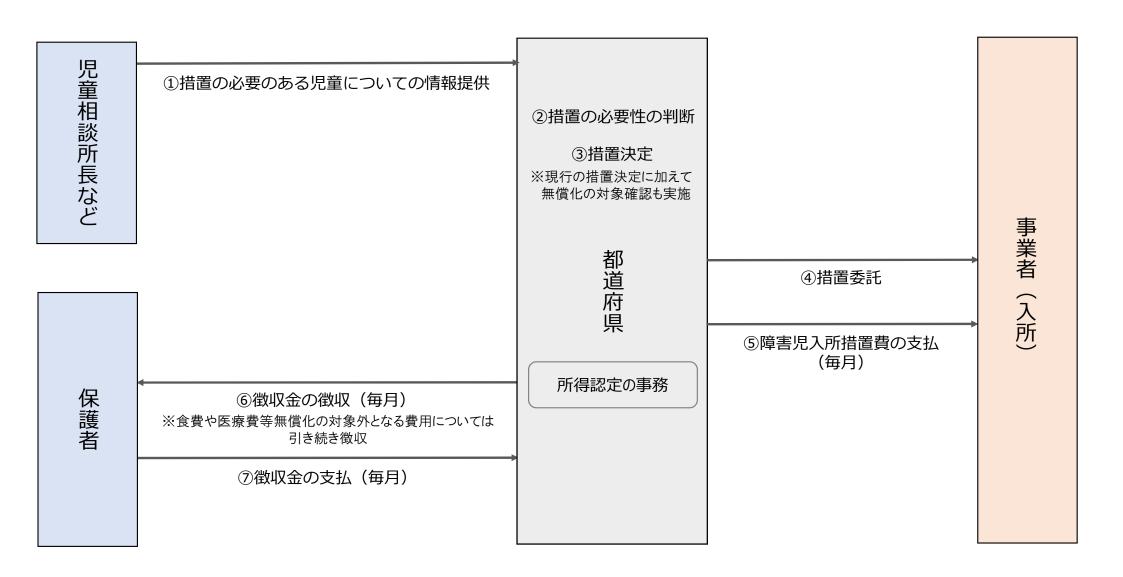
○翌月以降 事業者が市区町村にやむを得ない事由による措置費に係る請求書等を提出 → <u>徴収金相当分(無償化分)も併せて請求</u>

市区町村は事業者へやむを得ない事由による措置費を支払【※】

【その他(備考)】

○【※】具体的なスケジュールについては、市区町村ごとに異なる。

(4) 障害児入所施設(措置)の事務のフローについて(案)



【基本的な考え方】

○ 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。

【主な事務の流れ】

○利用開始前月頃迄 都道府県から障害児に対し、障害児入所措置の決定

事業者と都道府県による措置契約締結

○毎月 事業者が障害児ヘサービスを提供

○翌月以降 都道府県から徴収金の徴収 →食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収

○翌月以降 事業者が都道府県に障害児入所措置費に係る請求書等を提出 → 徴収金相当分(無償化分)も併せて請求

都道府県は事業者へ障害児入所措置費を支払【※】

【その他(備考)】

○ 【※】具体的なスケジュールについては、都道府県ごとに異なる。